

①2021年度(2021.1.1~2021.12.31) 株式会社アヴェイル派遣実績 (派43-010071)

			派遣料金、派遣労働者の賃金 ※2											
			全業務平均		①業務別平均 ※3			②業務別平均			③業務別平均			
営業所別	派遣労働者数(人)※1	派遣先事業所数	派遣料金(円)	賃金(円)	業務内容	派遣料金(円)	賃金(円)	業務内容	派遣料金(円)	賃金(円)	業務内容	派遣料金(円)	賃金(円)	マージン率
さいたま jobinformation	68	29	14,900	11,201	製品製造・加工	14,413	11,190	一般事務	15,507	11,420	運搬	12,568	9,430	24.8%
静岡	44	17	14,523	10,684	製品製造・加工	14,432	10,538	一般事務	15,276	11,021	運搬	14,201	10,699	26.4%
豊田三河	88	13	13,824	10,164	製品製造・加工	15,416	11,565	一般事務	13,384	9,792	包装	12,576	9,392	26.5%
名古屋 jobinformation	122	66	15,971	11,540	製品製造・加工	17,852	12,709	一般事務	15,895	10,848	運搬	16,756	11,058	27.7%
大阪	52	47	14,590	10,203	製品製造・加工	14,563	9,810	一般事務	12,846	10,212	運搬	14,896	10,338	30.1%
兵庫	26	28	14,052	9,661	製品製造・加工	14,835	9,897	一般事務	13,342	9,163	運搬	14,480	9,874	31.2%
岡山	34	21	13,619	9,972	製品製造・加工	13,869	9,822	一般事務	12,785	9,156	運搬	13,852	10,163	26.8%
山口	39	24	16,194	10,538	製品製造・加工	17,091	11,197	一般事務	12,066	8,548	運搬	15,719	11,159	34.9%
北九古賀 jobinformation	27	12	15,290	10,542	製品製造・加工	16,637	12,288	一般事務	12,800	8,923	包装	14,487	8,895	31.1%
福岡	37	38	13,600	9,703	製品製造・加工	13,885	8,723	一般事務	13,908	9,420	運搬	12,110	8,895	28.7%
熊本北	115	48	13,546	9,124	製品製造・加工	13,000	9,127	一般事務	13,699	9,577	運搬	13,006	9,528	32.6%
熊本	94	36	15,080	9,708	製品製造・加工	14,502	9,288	一般事務	13,283	8,628	運搬	14,436	9,004	35.6%
熊本南	82	39	13,040	8,914	製品製造・加工	12,920	8,952	一般事務	11,600	8,240	運搬	14,200	10,144	31.6%
宮崎 jobinformation	57	35	14,881	9,567	製品製造・加工	13,246	8,785	一般事務	13,538	8,792	運搬	14,870	10,941	35.7%
鹿児島	113	44	13,506	9,870	製品製造・加工	13,322	10,116	一般事務	14,181	10,094	運搬	14,905	10,783	26.9%
全体	998	497	14,441	10,093	製品製造・加工	14,666	10,267	一般事務	13,607	9,589	運搬	14,308	10,155	30.1%

※1 派遣労働者数は2022年6月1日時点における実数。 ※2 1日(8時間当たり)の額。派遣料金は税込表示。  
 ※3 主な派遣業務(3業務)を記載。その他業務については、お問い合わせください。

②全社共通 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項(教育訓練)

教育訓練種別	対象者となる派遣労働者 (雇入時・派遣中・待機中)	訓練方法 (OJT・OFF-JT)	訓練費用負担 (無償・有償)	賃金支給 (有給・無給)
入職時教育	雇入時	OJT	無償	有給
職能別教育(製造・事務等)	派遣中	OFF-JT	無償	有給
階層別訓練(リーダースキル等)	派遣中	OFF-JT	無償	有給

③全社共通 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

雇用・健康・厚生年金の各種保険加入制度。産前産後休暇、育児・介護休業制度。

④労使協定を締結しているかの否かの別 締結あり

対象となる派遣労働者の範囲は全職種全ての派遣労働者に適用する。  
 当該協定の有効期間は、令和4年4月1日~令和5年3月31日。